

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟―控訴審―

No. 29
2024 年 8 月

2024 年 8 月 28 日（水）15 時より、札幌高等裁判所で、原発事故損害賠償・北海道訴訟 控訴審第 12 回口頭弁論が行われました。傍聴に訪れた人は 20 名ほどでした。

■裁判長の交代

第 12 回口頭弁論期日は 5 月 15 日の予定でしたが、直前になって裁判長の異動があり延期となりました。2020 年 12 月に控訴審が始まって



から、三人目の裁判長です。これまでの裁判長は、SA（シビアアクシデント）対策懈怠について「最高裁判所の判決を乗り越えるための主張」という認識を持っており、判決文を書く方ではないかと思っていましたが、判断は新しい裁判体（裁判長と 2 名の裁判員）に移ったことになります。そして、原告としては一審も含めて主張も立証も、証言できることは言い尽くした今、裁判は終盤です。

■国の反論

5 月の期日は延期となりましたが、原告が主張した「SA 対策懈怠」に対する国の反論が 3 月に提出されていました。

原告は、原子力発電所を国の電力供給源として運用し原子炉を稼働させる以上、事業者規制権限を行使できるように定め、テロや隕石対策も含めて、世界中の最新の知見をもとに常にアップデートされた SA 対策がとられるよう事業者に求めて然るべきだし法的義務でもある、という考えです。でも国は、原則としての考え方はそうだとし、現実的にあらゆる SA 対策を具体化する（具体的な対策方法を実行する）にはもっと知見を成熟させなければならず、日本の法制度上、規制権限行使の対象とされていなかったの「国が規制権限を行使して対策させるべきであった」という原告の主張は間違えだ、と言っています。

また、立証責任の考え方についても、国からの反論がありました。原告はこれまで、「結果回避可能性」の考え方として、扉の水密化や電源の高所配置など事前にとるべき対策をとれば事故は防げたと主張しています。でも、「発電所内のどの扉をどのような方法で水密化させればいい」とか「電源は敷地内のどの位置にどのように配置すれば安全」といったことを、具体的な設計・建築技術や図面等で示せるような高度な専門的知識はもちろん持ち合わせておらず、非公開情報も多いため原告が立証することはできません。それよりも、原子力発電所を運用している国や東京電力が、考える水密化や高所移転の具体的な対策を示し、「対策をしても津波による被害を防ぐことができなかったことを立証する」という法的考え方をすべきだ、と主張して来ました。「ここまで対策しても事故は起きた」ことを、国や東京電力は証明すべきだ、ということです。でも国は、あくまで立証責任は損害賠償を求める原告にある、と反論しています。

考えてみれば、原告の主張は原発事故に限らずさまざまな裁判にも言えることで真っ当な気がしますが、裁判所はどう判断するのでしょうか。一つのポイントのようにも思えます。

■原告の意見陳述

今回は、原告の意見陳述はありませんでした。口頭弁論期日は残すところあと数回…と考えると、新しい裁判長や裁判員に原告自身の生の声を届けることはとても意味のあることに思えます。まだ意見陳述をしたことがない方もおられると思います。ちょっとでも「自分もできるかな？」と思ったら、担当の弁護士さんや弁護団事務所に相談してみてもいいかもしれません。

■次回の口頭弁論

次回は 12 月 6 日（金）14：30 開廷です。次回はもう冬になります。みなさま足元に気をつけて、ぜひ、傍聴にお越しください。

傍聴人 金榮知子